

複合交流機能特別業務地区で建築してはならない建築物

① 住宅（複合交流機能特別業務地区内に立地する建築物の管理のための住宅で、市長が定めるものを除く。）

☆ 市長が定めるものは、1の建築物に1戸とし、当該建築物の敷地内又はこれに隣接した敷地内に立地し、延べ面積が120平方メートルを超えないもので、かつ、当該建築物の延べ面積を超えないものとする。

② 共同住宅、寄宿舎又は下宿（複合交流機能特別業務地区内に立地する事業所に勤務する従業員のための寄宿舎で、市長が定めるものを除く。）

☆ 市長が定めるものは、当該事業所の敷地内又はこれに隣接した敷地内に立地し、その定員が当該事業所に勤務する従業員（管理人を含む。）の数を超えないものとする。

③ キャバレー、料理店その他これらに類するもの

④ 学校（幼保連携型認定こども園を除く。）

⑤ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

⑥ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの

⑦ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの

⑧ 次に掲げる事業を営む工場

- 1) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
- 2) 骨炭その他動物質炭の製造
- 3) 魚粉又は魚粉を原料とする飼料の製造
- 4) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白
- 5) 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引割又は乾燥研磨
- 6) れん炭又はガラスの製造

⑨ 畜舎